

1-8) 令和3年度障害福祉サービス等 報酬改定等に関するQ&A

障害者総合支援法Q&A

県障害福祉課作成

NO	大分類	サービス種別	タイトル	質問内容	回答	根拠法令等	厚労省確認先 (確認年月日)
1	令和3年度	共同生活 援助	医療的ケア対応支援 加算	現在、当グループホームでは看護職員配置体制加算を算定しており、看護職員を常勤換算で1.3を加配している。医療的ケア対応支援加算と看護職員配置体制加算との併給は可能であると思われるが、併給する場合の職員配置はどうか。 現在の1.3いれれば足りるか。看護職員配置加算の1.3+医療的ケア対応支援加算の1で2.3の加配が必要になるのか。	医療的ケア対応支援加算と看護職員配置体制加算との併給は可能であり、現在の職員配置でどちらの加算算定の要件も満たしているため、同時に算定することができま す。	・令和3年度障害福祉 サービス等報酬改定等 に関するQ&A VOL. 1]問49参照	
2	令和3年度	共同生活 援助	夜間支援 体制加算	当グループホームは4棟の居住棟が同一敷地内に隣接しており、それぞれ、1棟10人、2棟6人、3棟3人、4棟8人と生活している。入居者の重度高齢化に伴い、令和3年4月より夜勤職員を日によって、2人もしくは3人配置している。 3人が配置されている日だけを対象にして、夜間支援体制加算IVの算定は可能か。 1月を通して、3人の体制を確保している必要があるか。 算定が可能な場合、夜間支援体制加算Iとの兼ね合いはどうか。 (例)職員ABC3人が配置されている日は、1棟2棟、Aさん⇒夜間支援体制加算I、3棟4棟、Bさん⇒夜間支援体制加算I、1棟～4棟、Cさん⇒夜間支援体制加算IVを算定。 という考え方でよいか。	夜間支援体制加算(IV)については、算定不可です。 加算(IV)、(V)、(VI)においては、加算(I)を算定し、かつ、各棟に常駐していることが算定要件となります。 ※ 常駐とは、1つの共同生活住居に夜勤職員が常に居ることです。(他の棟を巡回する夜勤職員は常駐扱いとなりません。) なお、以下のとおり夜間支援体制加算(I)の報酬請求は可能です。 1棟、2棟 夜勤職員Aが巡回 ⇒夜間支援体制加算(I)を算定 3棟、4棟 夜勤職員Bが巡回 ⇒夜間支援体制加算(I)を算定 (令和3年4月22日厚労省ヘルプデスクより回答あり)	R3.4.22厚 生労働省 障害福祉 課地域移 行支援係 村松氏	
3	令和3年度	共同生活 援助	必要提出 書類につ いて	第5様式提出の際に、変更の内容によらず提出必須となる別紙はありますか。	別紙1は必須となります。 届出書提出の際に必要な書類一覧については、県HPに「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書類一覧」がありますので、そちらをご覧ください。 〈県HP URL〉 https://www.pref.kagoshima.jp/ae07/sisetsu/3housyu-kaitei.html		

障害者総合支援法Q&A

県障害福祉課作成

NO	大分類	サービス種別	タイトル	質問内容	回答	根拠法令等	厚労省確認先 (確認年月日)
7	令和3年度	施設入所支援	口腔衛生管理体制 加算 口腔衛生管理体制 加算 (新設)	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表には、口腔衛生管理体制加算の枠が設けてありますが、届出書類一覧には標記されていないため、提出書類の様式や必要書類等がわかりません。	口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理体制加算を取得される場合は、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)」の「2. あり」に丸をつけていただければ、指定権者へ他の別紙を提出する必要はありません。 ただし、「栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理体制加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年4月6日付け厚労省通知)の内容を確認していただき、実施計画、実施記録等の必要書類は各施設で保管していただくようお願いいたします。 国通知については県ホームページ(以下URL)に掲載しています。 <県HP URL> https://www.pref.kagoshima.jp/ae07/sisetsu/3housyu-kaitei.html	・栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理体制加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について(厚生労働省令和3年4月6日付通知)	
8	令和3年度	就労系	施設外就労実績の記録	施設外就労のサービスの必要性を求めると同様に記録の必要性があれば、記録の様式等に制約があるのでしょうか。	施設外就労に係る実績記録については、毎月の報酬請求に合わせて提出する必要があるため、作成する必要があります。実績記録様式については、任意様式となっているため、以前使用していた様式があるのであれば、必要事項を満たしているか請求先の市町村へ確認をお願いいたします。	・就労移行支援事業、 就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について	
9	令和3年度	就労継続支援A型	スコア表について	スコア表の中で、前年度及び前々年度の実績と比較して点数を算出する項目があるが、当事業所は令和2年11月に設立したばかりであるため、これによる算出ができない。 その場合には、どのように点数を算出すればよいか。(就労継続支援A型サービス費は、利用定員、人員配置に加え、スコア表により算出される評価点の合計点に対応して算定される。)	年度途中に指定された事業所については、初年度及び2年度目は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定してください。 ※体制加算別紙8の評価点は8. なし(経過措置対象)を選択してください(注2参照)	・報酬告示第13の注3の2、留意事項通知第二の3の(4)①(二)参照	

障害者総合支援法Q&A

県障害福祉課作成

NO	大分類	サービス種別	タイトル	質問内容	回答	根拠法令等	厚労省確認先 (確認年月日)
10	令和3年度	就労継続支援A型	改定にかかわる必要書類	<p>・今回の改定により、多くのメールが届いているが、提出しなくてはならない書類があるのか。</p> <p>・3月までは就業時間が9:00～15:00であったが、4月より8:45～15:00と変更になった。これについては届出が必要となるのか。</p>	<p>県のホームページに「R3介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書類一覧」を掲載していますので必要な加算届けを確認してください。なお、様式も掲載してあります。</p> <p>県HP URL https://www.pref.kagoshima.jp/ae07/sisetsu/3housyu-kaitei.html</p> <p>振興局または支庁への届出が必要と思われませんが、振興局または支庁へお問い合わせください。</p>		
11	令和3年度	就労継続支援A型	生産活動	生産活動収支に訓練等給付費や職員の給与は含まれますか。	生産活動収支には、訓練等給付費及び自立支援給付費収入において評価されている職員の給与は含まれません。	<p>・「就労支援の事業の会計処理の基準」に関するQ&A 厚労省 H19.5.30事務連絡問63参照</p>	
12	令和3年度	就労継続支援B型	就労継続支援B型の基本報酬の見直しについて	<p>令和3年度の報酬改定によりB型の報酬体系が2つにわかれしました。</p> <p>平均工賃月額による報酬単価と地域や地域住民と協働した取組みを実施した事業所を対象とした一律の報酬単価です。</p> <p>地域協働加算をとるために、地域や地域住民との協働というものについて、具体的にどのような内容を考えているのでしょうか。</p> <p>コロナ禍で地域と連携したイベント等ではできない状況だと考えています。</p> <p>例えば、利用者が作成した商品が工房の中で販売して、そのスペースで地域の方が作られた野菜等を一緒に販売した場合、「地域協働加算」の対象と考えようか。</p>	<p>留意事項通知の第二の3(5)④(二)に記載してある「適切な取組の例」の中に「飲食業や小売業など地域住民との交流の場となる店舗運営」があります。事業所の実態に合わせて判断をお願いします。</p>	<p>・留意事項通知 第二の3(5)④(二)参照</p>	

障害者総合支援法Q&A

県障害福祉課作成

NO	大分類	サービス種別	タイトル	質問内容	回答	根拠法令等	厚労省確認先 (確認年月日)
13	令和3年度	就労継続支援B型	届出書類提出について	<p>現行の加算を継続して取得する場合も、全て届出書が必要となりますか。新規に加算を取得する場合の届出書だけではいけないのでしょうか。</p> <p>(例えば、食事提供加算・送迎加算等も再提出が必要ですか。体制状況一覧表の適用開始日で継続か新規及び変更か確認できるのではないのでしょうか。)</p>	<p>加算内容に追加、変更のあるなしに関わらず、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(第5様式)、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)の2つは提出していただくこととなります。</p> <p>新規・変更がある場合は、必要な加算届けを添付してください。</p>		
14	令和3年度	就労継続支援B型	基本報酬について	<p>就労支援体制が従業員配置7.5:1の場合の利用者定員40人以下の基本報酬を知りたい。</p>	<p>B型サービス費(Ⅲ)の494単位に該当すると思われれます。</p>	<p>・報酬告示 別表第14の1ハ(2)参照 ・留意事項通知 第二の3(5)②(一)イ参照</p>	
15	令和3年度	就労継続支援B型	地域協働加算について	<p>地域協働加算について 地域住民とその他の関係者と協同した取組(生産活動収入のあるもの)を行うとはどのような内容として考えればよいのか。契約を結んで行う作業なのか。例えば具体的などのような作業が想定されるのか。今回4月20日で届出を行った場合、途中での変更が可能なのか。年度での変更になるのか。</p>	<p>留意事項通知の第二の3(5)④(二)を確認し判断をお願いします。</p> <p>これ以上の情報については、国のQ&Aにも示されておりません。</p> <p>また、地域協働加算については、届出書はありません。</p>	<p>・留意事項通知 第二の3(5)④(二)参照</p>	

障害者総合支援法Q&A

県障害福祉課作成

NO	大分類	サービス種別	タイトル	質問内容	回答	根拠法令等	厚労省確認先 (確認年月日)
16	令和3年度	就労継続支援B型	平均工賃月額区分について	<p>体制加算の別紙91についてですが、設立して半年経過したのですが、前年度平均工賃月額が平均工賃月額区分【③3万5千円以上3万5千円未満】に当てはまるのですが、設立して半年でチェックを付けて提出しているものか分からず問い合わせ致しました。</p>	<p>工賃向上計画を作成しているか、していないかで取り扱いが変わります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工賃向上計画を作成している事業所であれば、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してからの6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができます。 工賃向上計画を作成していない事業所であれば、平均工賃月額に関係なく、従業者の員数と利用定員数によって、基本報酬が決まります。 <ul style="list-style-type: none"> 留意事項通知 第二の3(5)②(一)ア、イ及び(三)参照 報酬告示 別表第14の1ハ又は二 	<ul style="list-style-type: none"> 留意事項通知 第二の3(5)②(一)ア、イ及び(三)参照 	
17	令和3年度	就労継続支援B型	地域協働加算 届出書	<p>地域協働加算の届出書の提出の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域協働加算の届出書は届出の必要はありません。 地域協働加算は、サービス費(Ⅲ)、(Ⅳ)を算定している事業者が、地域住民その他の関係者と協働した取組を行い、その取組内容についてインターネット等を利用した方法等により公表した場合に、当該取組に参加し、支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を算定するものであります。 取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表し、本加算の取組ごとに行うことが要件となります。 →(例)4月分を算定する場合は、5月10日までに公表することと算定が可能となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 留意事項通知: 第二の3(15)④参照 留意事項通知: 第二の3(15)④(三)参照 	
18	令和3年度	就労定着支援	算定要件の見直しに関する運営規程変更の必要性について	<p>就労定着支援の算定要件として『支援レポート』の提供が新しく追加されました。また、対面支援の要件も緩和されましたが、これらの追加・変更された事項は運営規程にも明記する必要性があるでしょうか。</p>	<p>運営規程には、指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額を定める必要があることから、運営規程に明記する必要があるとあります。</p> <p>(現運営規程には、利用者との対面による支援を1月に1回以上行う旨の内容が記載されているでしょうか。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指定基準省令 第206条の10の四参照 	

障害者総合支援法Q&A

県障害福祉課作成

NO	大分類	サービス種別	タイトル	質問内容	回答	根拠法令等	厚労省確認先 (確認年月日)
19	令和3年度	就労定着支援	支援レポートの算定要件について	<p>今年度4月から1回以上の支援レポートの作成と利用者等への提供が要件となるが、令和3年4月に定着支援を実施し、以下の4つのパターンで支援レポートを作成、提供した場合、どれが算定要件として認められるのか。</p> <p>①当月(4月)に支援した内容をまとめた支援レポートを当月中(4月)に共有した場合</p> <p>②令和3年3月までの支援内容をまとめ、記載した報告書を支援レポートとして、4月中に利用者に提供した場合</p> <p>③当月(4月)に支援した内容をまとめた支援レポートを翌月(5月)に共有した場合。(国保連への請求期間内翌月1～10日までの間)</p> <p>※請求は4月分実績、5月請求が可能なのか。</p> <p>④当月(4月)に支援した内容をまとめた支援レポートを翌月(5月)に共有した場合。(国保連への請求期間を過ぎた日)</p> <p>※請求は4月分実績、5月の請求期間を過ぎているので6月請求が可能なのか。</p> <p>【補足】 令和3年3月30日発「就労定着支援の実施について」に記載されています作成例の支援レポート様式は、当月中に行われた数回分の支援内容をまとめたものを月末に作成してあります。</p> <p>作成例のような書き方をすれば、支援レポートの作成は当月中に行えたとしても、それを利用者等に提供する場合は、当月中には間に合わない場合も考えられます。(その場合の想定がパターン③と④)</p>	<p>就労定着支援サービス費の報酬算定については、利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書(以下「支援レポート」という。)の提供を1月に1回以上行うこととされており、支援レポートの提供は原則、就労定着支援を行った月内に行うことを想定しているが、月末に支援を行った場合等、月内の提供が困難な場合については、翌月の10日までに提供を行っていれば、算定要件を満たしているものとして差し支えありません。</p> <p>※質問の場合、①、③が認められます。</p>	<p>・留意事項通知 第二の3(6)②(二)ア参照</p>	
20	令和3年度	生活介護	体制加算別紙44について	<p>4月15日に提出した福祉・介護職員処遇(特別)加算、福祉・介護職員特定処遇改善加算の書類で良いのか。</p>	<p>良いです。 処遇改善加算計画書を提出していただいているのであれば、再度提出する必要はありません。</p>		

児童福祉法Q&A

県障害福祉課作成

No	年度	サービス種別	タイトル	質問内容	回答	根拠法令等	厚生労働省審議会 (確認年月日)
1	令和3年度	児童発達支援	事業所内相談支援(個別、集団)算定要件について(児発・放デイ共通質問です)	<p>①利用児が通所していない日に保護者にのみ、相談支援を行った場合の算定は可能ですか。</p> <p>②また、同日に利用児が他の事業所を利用していた場合は算定可能ですか。</p>	<p>①保護者のみを対象としても、障害児への療育に関する相談援助が可能な場合は、通所給付決定保護者のみに相談援助を行った場合も可能と考えられます。</p> <p>②障害児通所支援に係る報酬は1日単位で算定されることから、同一日に複数の障害児通所支援を利用することはできません。</p> <p>しかし、事業所内相談支援加算(Ⅰ)及び事業所内相談支援加算(Ⅱ)については、通所による支援と別日に相談援助等が行われ、結果として、保護者への相談援助を行う日に、障害児が他の事業所を利用することも想定されることから、貴見のとおり取り扱って差し支えないものとなります。</p> <p>ただし、同一日に2つ以上の事業所による相談援助を行った場合、相談援助に係る加算はいずれかの事業所のみに算定できる点に留意してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 留意事項通知 第二の2(1)⑥(四)参照(P54) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (令和3年3月31日)問55参照 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (令和3年3月31日)問55参照 	
2	令和3年度	児童発達支援	加算の名称のみの変更も届けが必要か(全事業共通です)	<p>栄養士配置加算(旧)から栄養士配置体制(新)など名称のみの変更も届けが必要でしょうか。</p>	<p>加算内容に追加、変更のあるなしに関わらず、障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書、障害児(通所・入所)給付費の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)の2つは提出していただくこととなります。</p> <p>新規・変更がある場合は、必要な加算届けを添付してください。</p>		
3	令和3年度	児童発達支援	加算の取得に変更届が必要か	<p>個別サポート加算の取得についても変更届が必要ですか。</p>	<p>国において、個別サポート加算については、加算届が必要とは示されていません。</p> <p>ただし、個別サポート加算の対象児の名簿及び乳幼児サポート調査票結果を各事業所で整備しておく必要があります。</p>		

児童福祉法Q&A

県障害福祉課作成

No	年度	サービス種別	タイトル	質問内容	回答	根拠法令等	厚労省確認先 (確認年月日)
4	令和3年度	児童発達支援	個別サポート加算Ⅰの対象児について	3月18日行われた全国児童発達支援協議会での行政説明(厚労省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児発達障害者支援室室長川村氏)では、「3歳未満の児についてはほぼ全例が個別サポート加算Ⅰの対象となる」と、説明がありました。が、その様に判断してよろしいでしょうか。	個別サポート加算については、乳幼児等サポート調査表のうち、要件に該当すると市町村が認めた障害児について評価を行うものです。	<ul style="list-style-type: none"> 留意事項通知 第二の2(1)⑫の2参照 (P61) 	
5	令和3年度	児童発達支援	欠席加算Ⅱの対象児について	①体調不良以外の理由で支援が短時間になった場合は算定できませんか。 ②また、欠席加算Ⅰと同様に利用者が定員を超えた場合は算定できないのでしょうか。	<p>①前日まで事業所が把握できず、事業者側の予期せぬ事情(利用開始後の体調不良等)により、利用を開始したものの30分以下の支援となった場合であっても、算定は可能です。</p> <p>②定員超過減算にならない範囲の利用については、適正なサービスの提供が確保されること(人員配置の体制を整えている等)を前提に可能とされています。この場合は、算定可能と思われません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (令和3年3月31日)問69参照 	
6	令和3年度	児童発達支援	児童指導員等加算Ⅰ、専門的支援加算について	<p>人員基準 児童発達支援管理責任者 1名 保育士(常勤)1名 児童指導員(常勤)1名</p> <p>児童指導員等加配 保育士(常勤)1名 専門的支援加算 言語聴覚士(常勤)1名</p> <p>の配置で 児童指導員等加配加算(理学療法士等)・専門的支援加算(理学療法士等)ともに算定可能ですか。 専門的支援加算に「専門的支援の必要な児について」とありますが、特別支援加算のように特別支援計画を作成した児のみ算定となるのでしょうか。 その他の児も算定可能ですか。</p>	<p>加配人数2人として、児童指導員等加配加算(算定対象者:保育士)及び専門的支援加算(算定対象者:言語聴覚士)の算定が可能と考えられます。</p> <p>国において、専門的支援加算に特別支援計画が必要と示されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通所報酬告示第1の1の注8、9参照 留意事項通知第二の2(1)④、④の2、⑫参照 	

児童福祉法Q&A

県障害福祉課作成

No	年度	サービス種別	タイトル	質問内容	回答	根拠法令等	厚労省確認先 (確認年月日)
7	令和3年度	児童発達支援	専門的支援加算取得について	<p>児童発達支援事業所（重症児以外で利用定員：10名）児童指導員加算（Ⅰ）理学療法士等で取得当日の職員は下記4名 利用者10名とする</p> <p>児童発達支援事業所 A(常勤) B(常勤：配置基準) C(常勤：配置基準) D(常勤：加算加算)</p> <p>上記の場合、Dの常勤職員配置で児童指導員等加算加算（専門職員）以外に専門的支援加算（作業療法士等）も取得できるか</p>	<p>令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和3年度）問62に「児童指導員等加算加算と専門的支援加算については、算定する上での優先順位はないので、事業所において算定する加算を選び、都道府県等に届出を行うことができる。」とあることから、いずれかの加算を選び届け出ることになると解します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和3年度）問62参照 	
8	令和3年度	児童発達支援	個別サポート加算（Ⅰ）について	<p>①県下において、「乳幼児等サポート調査」「就学児サポート調査」について、保護者への説明時期など市町村によってばらつきがあるのか。</p> <p>②また、調査を行う者はどこの機関になるのか。</p> <p>③本加算は、R3年4月より算定とされているが、算定開始時期は市町村によってばらつきがあるのか。</p> <p>④調査結果に関して、不服申し立て（再調査）等の対応は可能か。</p>	<p>①、③についてはですが、現在、市町村での取扱い及び算定の状況については把握しておりません。</p> <p>②調査を行う機関は市町村です。聞き取りは、保護者のほか、児童が主に利用している児童発達支援センター、児童発達支援事業所、障害児相談支援事業所、かかりつけ医療機関の保護者は、市町村の行った障害児通所給付費等に係る処分に不服がある場合は、都道府県知事に対して審査請求することができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> R3.3.29厚生労働省事務連絡「令和3年4月以降の5領域11項目の調査等に係る調査方法等について参照 R3.4月障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（P87）参照 	
9	令和3年度	児童発達支援	専門的支援加算について	<p>専門的支援加算は児童指導員等加算Ⅰを算定している場合で、主たる対象が重心以外の児童発達支援事業所（センター以外）でも算定可能なのでしょうか。</p> <p>また、算定可能な場合、児童指導員等加算と併せて基準人数+2人（常勤換算）配置すれば算定可能という理解でよろしいのでしょうか。</p>	<p>それぞれの要件を満たしている場合は、算定可能です。</p> <p>児童指導員等加算加算の算定に必要な人員に加え、理学療法士等（保育士にあっては、5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）又は5年以上児童福祉事業に従事した児童指導員を配置した場合に算定可能です。</p>		

児童福祉法Q&A

県障害福祉課作成

No	年度	サービス種別	タイトル	質問内容	回答	根拠法令等	厚労省確認先 (確認年月日)
10	令和3年度	児童発達支援	1日あたり の定員	1日当たりの定員とは1ヶ月の利用者平均数でいいのか。 例えば、定員10人の多機能型事業所で児童指導員等加配加算十専門的支援加算を届け出ている場合、利用日によって10人を超えた日は、10人を超え5の端数を増すごとに1名を配置する必要があるのか。児童指導員等加配加算もしくは専門的支援加算の人員を充てるため、加算の1つは算定できないと解釈しているがよいのか。 利用日毎ではなく1月(3月)の利用者平均数が10人を上回る場合でも児童指導員等加配加算と専門的支援加算の両方を算定しているか。	児童指導員等加配加算については、月単位で指定基準上必要となる従業員の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業員を常勤換算で1.0人以上配置していただければ、常に加配の報酬請求が可能と考えられます。なお、当該加算の趣旨に基づくと、日ごとに加配対象職員1.0人の配置がある方が望ましいため、可能であれば日々配置されるよう努めてください。	<ul style="list-style-type: none"> 通所報酬告示第1の注8, 9参照 留意事項通知第2の2(1)④, ④の2, ⑩参照 	
11	令和3年度	児童発達支援	個別サ ポート加算 I、IIの児 童発達支 援計画へ の記入と同 意について	個別サポート加算I及びIIは、児童発達支援管理責任者の判断に基づき、児童発達支援計画に掲載することとしてよいのか。 また個別サポート加算IIについては、インターネットなどで保護者が検索すると虐待等の要支援家庭に加算されるものと分かってしまい、トラブルが生じる恐れがある。 保護者の同意を得る際も、個別サポート加算IIの名称はあげず、関係機関連携(支給決定する市町村や包括支援センター、通園・通学施設等)を図りながら、家族支援を行うためにサポートしていくという方向で、保護者同意を得て良いか。	国において、個別サポート加算IIについては、当該加算の趣旨を踏まえた手厚い支援の内容について、個別支援計画に記載するものとされています。 当該障害児の養育環境等に対する実情や保護者の支援の必要性等を理解しないまま、同意を保護者に求めることは、一方的に当該障害児が要支援児童等に該当することや、障害児の養育環境等の問題等について伝えることになり、かえって要支援児童等への支援を困難にすることも想定されます。 保護者に寄り添い相談援助等を行うなどして、保護者との信頼関係を構築していくことが必要となります。 こうした信頼関係が築けていない場合に加算の算定に係る同意を求めることは、保護者との信頼関係を損ねるのみならず、要支援児童等の養育上も好ましくない影響が生じる恐れがあることから、行わないようにしていただき、よって、保護者との信頼関係構築の上で対応されてください。	<ul style="list-style-type: none"> R3.3.31厚生労働省事務連絡「個別サポート加算(II)の取扱い」について参照 	
12	令和3年度	児童発達支援	個別サ ポート加算 (I)につ いて	見直し後の加算の部分で、個別サポート加算(I)100単位とありますが、この100単位は、一人につき、月単位なのか日単位なのか教えてください。	個別サポート加算(I)の100単位は一日の単位となっております。	<ul style="list-style-type: none"> 報酬告示 第1の9のイ、ロ 注1, 2参照 	

児童福祉法Q&A

児童福祉法Q&A		県障害福祉課作成	
N O	サービス種別	質問内容	回答
13	令和3年度 児童発達支援	<p>【質問1】児童発達支援センターと放課後等デイサービスは多機能型事業所だが、児童発達支援センター単独で加算を取ることが可能か。 (施設の状態)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センター(重症心身障害ではない) 定員は20名。同時間帯で複数のグループを編成している(グループ①:定員〇名,グループ②:定員〇名)。各グループの基準人員については、総数÷4を満たしている。 <p>また、定員総数20名に対する基準人員は20÷4=5名であるが、こちらも満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準人員(保育士、児童指導員)について。総数は10名。常勤換算すると、6.5。 10名のうち、常勤職員は4名おり、うち5年以上の経験がある児童指導員は2名いる。 (常勤職員の内訳) 保育士1名、児童指導員3名 10名のうち、非常勤職員は6名おり、うち5名が有資格者である。(非常勤職員の内訳) 保育士1名(常勤換算0.5)、児童指導員3名(常勤換算0.5×2、0.4×1、指導員1名(常勤換算0.1)、看護師1名(常勤換算0.5) <p>【質問2】この場合において、同時間帯の各グループに、基準人員+1(常勤5年以上の経験の児童指導員)の加配がづくことで、専門的支援加算となるのか。もしくは、グループ①は基準人員+1がなされているが、グループ②は基準人員+1がなされていない、という状況だと、施設として専門的配加算を取得することはできないのか。</p> <p>【質問3】専門的配加算と児童指導員等加配加算の両方を算定することは可能か。</p> <p>※基準人員+1(児童指導員等)+1(5年以上の保育士、児童指導員)という配置がなされている場合</p>	<p>【質問1】 児童発達支援センターのみ加算の算定が可能です。</p> <p>【質問2】 厚生労働省に確認中です。</p> <p>【質問3】 専門的支援加算を算定している場合でも、専門的支援加算の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、児童指導員、手話通訳士等を1以上配置している場合は、児童指導員等加配加算の算定は可能です。</p>
14	令和3年度 障害児通所支援	<p>放課後等デイサービスおよび児童発達支援の個別サポート加算について</p>	<p>児童発達支援における個別サポートIについては、乳幼児等サポート調査表のうち、要件に該当すると市町村が認められた障害児について評価を行うものです。 また、放課後等デイサービスにおける個別サポートIについては、就学児サポート調査表のうち、要件に該当すると市町村が認められた障害児について評価を行うものです。</p>
		<p>質問内容</p>	<p>根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度障害福祉サービス当報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (令和3年3月31日)問65 R3.3.31厚生労働省事務連絡「個別サポート加算(Ⅱ)の取扱いについて」参照 留意事項通知 第二の2(1)⑫の2(P61)参照 留意事項通知 第二の2(3)⑫の2(P89)参照
		<p>質問内容</p>	<p>厚生労働省(確認年月日)</p>

児童福祉法Q&A

県障害福祉課作成

No	年度	サービス 種別	タイトル	質問内容	回答	根拠法令等 厚労省確認書 (確認年月日)
15	令和3年度	障害児通所支援	医療ケア児の加算について	現在座薬挿入の児童が2名利用している。少人数のため885単位プラス医療連携体制加算になると思うが、2名の対象児童の利用日でない日には看護師の配置は必要か。	事業所において、医療的ケアを行う場合は看護職員を置くこととされているが、対象児童の利用日でない日についてまで看護職員を配置する必要はないと解します。	R3.3.23厚生労働省事務連絡「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬(児童発達支援及び放課後等デイサービスの取扱い等)について」別紙2(P11)
16	令和3年度	障害児通所支援	基準人員の考え方について	児童発達支援・放課後等デイサービスの基準人員の考え方について。 定員10名までであれば、基準人員は2名必要。 佐賀県は①児童指導員または保育士 ②常勤・非常勤を問わず勤務時間の長い方を順に配置している。 今回の報酬改定で専門的支援加算が新設されたが、その要件として、資格を有する方(理学療法士や作業療法士)や5年以上の保育士などの要件がある。 以上のことにより、資格を有する方の勤務時間が長いのであればその方を基準人員と考えるが、鹿児島県は基準人員をどのように考えるか。	以下のような児童発達支援事業所の場合、本件の人員基準の取扱いは、保育士Aと児童指導員B～Eを日々組み合わせることで満たすことができるとしております。 保育士A……………常勤職員(常勤換算1.0、月20日/20日出勤) 児童指導員B……………常勤職員(常勤換算1.0、月20日/20日出勤) 児童指導員C……………非常勤職員(常勤換算0.5、月10日/20日出勤、出勤時は終日勤務) 児童指導員D……………非常勤職員(常勤換算0.25、月5日/20日出勤、出勤時は終日勤務) 児童指導員E……………非常勤職員(常勤換算0.25、月5日/20日出勤、出勤時は終日勤務) 本県の指定基準においてはA～Eの職員が指定基準上の職員となりますが、児童指導員等加配加算及び専門的支援加算は、「障害児への支援の強化」を目的とした加算であり、障害児への手厚い支援体制を評価するものであることから、指定基準における人員配置と、児童指導員等加配加算等の算定の際に考える基準人員2名に充てる職員は切り離して考えています。	
17	令和3年度	放課後等デイサービス	対象児以外の利用について(児発・放デイ共通質問です)	主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所で重症心身障がい児以外の児の利用が可能ですか。 また、利用可能な場合の基本報酬はどのようにすれば良いでしょうか。 (H24 Q&A 問85の回答と同じ解釈でしょうか)	可能です。 この場合の基本報酬については、一般型事業所で重心以外の障害児を支援したときの報酬を算定することとされています。	R3.3.23厚生労働省事務連絡「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬(児童発達支援及び放課後等デイサービスの取扱い等)について」別紙2(P33)参照

児童福祉法Q&A

県障害福祉課作成

NO	年度	サービス種別	タイトル	質問内容	回答	根拠法令等	厚労省種認表 (種認年月日)
18	令和3年度	放課後等 デイサービス	事業所内 相談支援 (個別・集団)算定要 件について (児発・放 デイ通賃 問です)	児童発達管理責任者が相談支援を行った場合、算定は可能ですか。時間について基準がありますか(何分以上必要か)。	相談援助を行う従業者に係る要件はないので、事業所において、当該相談援助を行うのに適した従業者に行わせることで、算定要件を満たすものとします。 相談援助が30分に満たない場合は算定できません。 以下のア、イに該当する場合は算定できません。 ア 相談援助が30分に満たない場合 イ 同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談 支援加算(Ⅰ)を算定している場合	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (令和3年3月31日)問56参照 留意事項通知 第二の2(1)⑥(一)参照(P53) 	
19	令和3年度	放課後等 デイサービス	体制等状 況一覧につ いて	今回の報酬改定で障害児状態区分が1-1, 1-2, 2-1, 2-2から、提供時間区分1, 2に変更になりましたが、このことについても、体制等状況一覧の提出は必要でしょうか。	加算内容に追加、変更のあるなしに関わらず、障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書、障害児(通所・入所)給付費の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)の2つは提出していただくこととなります。 新規・変更がある場合は、必要な加算届けを添付してください。		
20	令和3年度	放課後等 デイサービス	専門的支 援加算に ついて	専門的支援加算について理学療法士等に看護師が該当するとありました。北薩地域振興局よりこちらで質問するよう言われました。ご回答よろしくお願致します。	専門的支援加算における理学療法士等に看護師は含まれておりません。		
21	令和3年度	障害児入 所支援	提出書類 の確認	「障害児(通所・入所)給付費等算定に係る体制等に関する届出書類一覧(加算)」表中の、21福祉・介護職員処遇改善(特別)加算、福祉・介護職員特定処遇改善加算の「その他必要書類等留意事項」についてですが、今年度は自己点検シート、誓約書がありませんので計画書のみでよろしいでしょうか。	計画書のみ提出していただきます。		